五島市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和4年度の定期監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年2月24日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 五島市監査委員 荒 尾 正 登

4 五監第 7 5 8 号 令和 5 年 2 月 2 4 日

五島市議会議長 木 口 利 光 様 五島市長 野 口 市太郎 様 五島市教育委員会教育長 村 上 富 憲 様

五島市監査委員 橋 本 平 馬 五島市監査委員 荒 尾 正 登

令和4年度定期監査(工事監査)結果報告の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査(工事監査)を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和5年8月24日までに本職に通知ください。

記

令和4年度定期監查(工事監查)結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準(令和2年五島市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査 (工事監査)

- 第3 監査の対象及び範囲
 - 1 対象部局 教育委員会事務局教育総務課 建設管理部建設課 総務企画部財政課
 - 2 監査の範囲
 - (1) 工事名 五島市立新図書館建設工事
 - (2) 工事場所 五島市木場町450番地1
 - (3) 工事概要

アエ事内容

五島市新図書館建設

構 造 鉄筋コンクリート造、一部S・SRC造平屋建て 延床面積 2,349.65㎡

イ 契約内容

- (ア) 建築工事
 - a 契約金額 当初 1,119,800,000円 【落札率98.90%(対予定価格)】

変更 1, 131, 752, 600円

- b 契約年月日 当初 令和3年6月30日 変更 令和4年9月28日
- c 工 期 当初 令和3年7月8日から令和4年9月30日まで変更 令和3年7月8日から令和4年11月30日まで
- d 請 負 者 今村·萩原特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社 今村組
- e 工事進捗率(令和4年10月31日現在)94.8%(計画95.4%)
- f 契約方法 制限付一般競争入札(2共同企業体)
- (イ) 電気設備工事
 - a 契約金額 当初 141,900,000円 【落札率98.81%(対予定価格)】

変更 153,616,700円

- b 契約年月日 当初 令和2年11月12日 変更 令和4年9月28日
- c工期当初令和2年11月13日から令和4年2月5日まで変更令和2年11月13日から令和4年11月30日まで
- d 請 負 者 こばた電設株式会社
- e 工事進捗率(令和4年10月31日現在) 95.0%(計画95.2%)
- f 契約方法 制限付一般競争入札(2者)
- g 工事内容 図書館建設の電気工事一式
- (ウ) 機械設備工事
 - a 契約金額 当初 175,780,000円 【落札率93.29% (対予定価格)】

変更 176, 352, 000円

- b 契約年月日 当初 令和3年6月30日 変更 令和4年7月29日
- c工期当初令和3年7月8日から令和4年9月30日まで変更令和3年7月8日から令和4年11月30日まで
- d 請 負 者 株式会社九電工五島営業所
- e 工事進捗率(令和4年10月31日現在) 94.0%(計画98.0%)
- f 契約方法 制限付一般競争入札(4者)

- g 工事内容 図書館建設の機械工事一式
- (ウ) 監理業務委託
 - a 契約金額 33,550,000円【落札率98.39%(対予定価格)】
 - b 契約年月日 当初 令和3年6月30日 変更 令和4年3月15日
 - c 履行期間 当初 令和3年7月8日から令和4年9月30日まで 変更 令和3年7月8日から令和4年11月30日まで
 - d 受 注 者 梓・むつ特定建設関連業務委託共同企業体 代表構成員 株式会社 梓設計 九州支社
 - e 契約方法 随意契約(1者)

第4 監査の着眼点

実地監査日時点の対象工事について、計画、設計、積算、契約、施工等が正確性、合規性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に執行されているか。

第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、工事の技術面に関して協同組合総合技術士連合に工事技術 調査業務を委託し、同組合から派遣された技術士による書類審査及び事情聴取を行った。 また、技術士の現場検分と併せて実地監査を実施した。さらに、技術士による工事技術 調査結果を参考にして、監査委員による監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和4年9月7日から令和5年2月17日まで

- (1) 実地監査
 - ア 実施場所 監査対象工事の施工場所
 - イ 日 程 令和4年11月16日
- (2) 事情聴取
 - ア 実施場所 市役所3階D会議室
 - イ 日 程 令和5年2月1日
- (3) 講評会
 - ア 実施場所 市役所2階BC会議室
 - イ 日 程 令和5年2月17日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項及び指導 事項を除き、対象工事の計画、設計、積算、契約、施工等が正確性、合規性、安全性、 経済性、効率性及び有効性の観点から適正に執行されていることが認められた。

なお、協同組合総合技術士連合から報告された調査結果は、別添「令和4年度五島市 工事技術調査報告書」のとおりである。

1 指摘事項

施工計画書の記載内容について、その現場固有の各種課題に対する具体的な計画となっていないものが見受けられた。施工計画書作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、施工計画書を受領する際は、監督員による十分な確認を行い、是正箇所があれば請負者に対し適切な指導を徹底されたい。

また、施工計画書の記述内容については、過去の工事監査においても技術士から改善を要望されている事項であるので、是正されたい。

(教育委員会事務局教育総務課 建設管理部建設課)

2 指導事項

令和4年11月16日に実地監査した際、工事完成前で工事写真が整理中となっており、施工状況の詳細の確認ができなかった。工事完了後の目視による確認が不可能又は容易でない箇所について、施工計画書のとおりに施工が行われていることを確認するため、適切に施工の記録を整備し、工事写真の撮影を行うことは重要であるから、建築工事の施工に当たっては、国土交通省の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に基づき、施工の記録、工事写真を必要に応じて提示又は提出することができる体制を整えるとともに、当該工事写真等を容易に検索、確認ができるように整理方法について受注者を指導されたい。

(教育委員会事務局教育総務課 建設管理部建設課)

3 意見

事情聴取及び現場検分において、技術士から技術水準の向上のための提案がなされ、また、工事技術調査報告書においても、技術的な提案が記載されている。その中には、

- (1) 地盤改良工事の施工報告書に関して、品質管理試験の現場コア抜き強度試験結果と設計値との比較判定結果が記載されておらず、決められた判定式にのっとった評価を明示すべきである。なおヒアリングの結果、同上の施工管理に関して、日本建築センターでの評価工法であるため、品質を確保するための施工サイクルが規定されている。しかし、明確な回答が得られず、施工専業者のみが把握しているものと思える状況であった。今回の地盤改良工事は、建物基礎を支持する重要な工事であり、関係者全員が品質管理ポイントを把握し、周知することが必要である。
- (2) 現場の安全管理について、外部仮囲いへの必要書類の掲示や近隣への注意喚起等に関しては、既に撤去されており、確認ができなかった。また、場内朝礼時の掲示板の状況に関しても同様の状況であった。工事写真により、上記の状況を確認しようとしたが、適当なものが見い出せなかった。総合施工計画書に記載の安全管理写真管理表では、各種標識類の設置状況、各種保安施設の設置状況、安全訓練等の実

施状況等の撮影項目があるので、今回の監査で既に目視確認が不可能な場合に備えて、きちんと整理しておくべきである。

など、参考とすべき事項がある。そのほかにも施工上の具体的な提案が示されている ので、これらを検証し、今後の工事施工に当たって留意されたい。

また、監査結果については、市全体で共有し、公共工事の品質確保に努められたい。 (教育委員会事務局教育総務課 建設管理部建設課)

令和4年度 五島市工事技術調査報告書

<調査対象工事>

五島市新図書館建設工事 (建築主体・機械設備・電気設備・監理業務)

調 查 日:令和4年11月16日

調 査 場 所:五島市役所3階会議室及び当該工事現場

監査執行者

代 表 監 査 委 員: 橋本 平馬 監 査 委 員: 荒尾 正登

調査立会者

監查委員事務局長: 監 査 係 長:

令和 4 年 12 月 5 日

協同組合 総合技術士連合 一級建築士、技術士(建設部門・総合技術監理部門) 佐竹 啓一

1. 調查受験者(工事説明者)

教育委員会事務局 教育総務課 課長

2. 工事概要

1) 工 事 場 所: 五島市木場町 450 番地 1

2) 委託設計業者: 梓・むつ特定建設関連業務委託共同企業体

3) 工事請負業者:建築主体 今村・萩原特定建設工事共同企業体

機械設備 株式会社 九電工 五島営業所

電気設備 こばた電設 株式会社

4) 工事請負金額:建築主体 ¥ 1,119,800,000 (設計額 ¥ 1,133,390,500)

変更後 ¥ 1,131,752,600 (設計額 ¥ 1,145,489,400)

機械設備 ¥ 175,780,000 (設計額 ¥ 188,700,600)

変更後 ¥ 176,352,000 (設計額 ¥ 189,315,500)

電気設備 ¥ 141,900,000 (設計額 ¥ 143,783,200)

変更後 ¥ 153,616,700 (設計額 ¥ 155,656,600)

5) 落 札 率:建築主体 98.80% ・・・変更後 98.80%

機械設備 93.15% ・・・変更後 93.15%

電気設備 98.69% ・・・変更後 98.69%

6) 工 期:建築主体 令和3年 7月 8日 ~ 令和4年11月30日

機械設備 令和3年 7月 8日 ~ 令和4年11月30日

電気設備 令和2年 11月13日 ~ 令和4年11月30日

- 7) 工 事 概 要:
- a. 建築主体工事

① 敷地面積:9,375.77 m²

② 建築面積: 2.416.96 m²

③ 延床面積: 2,349.65 m²

④ 用 涂:図書館

⑤ 構造規模:鉄筋コンクリート造、一部S、SRC造 平屋建て

⑥ 最高高さ:10.476m

⑦ 地 業:地盤改良杭(深層混合処理工法)

⑧ 仕上げ等:

屋 根:金属屋根(フッ素ガルバリウム鋼板 t=0.45mm かん合式細桟瓦棒葺)

外 壁:コンクリート打ち放し(杉板型枠)の上、フッ素樹脂塗装 H=3m まで、 打放しコンクリート(B種)の上、特殊ファンデーションローラー塗装工 法

内部床: 五島産桧張り t=12mm+ラワン合板 t=9mm ポリウレタン塗装仕上 げ(エントランス、多目的室、学習室)、タイルカーペット (開架エ リア)

- b. 機械設備工事
 - ① 工事概要

・浄 化 槽:浄化槽50人槽

・消火設備:パッケージ型自動消火設備

•空調、衛生設備

- c. 電気設備工事
 - ①工事概要

・受 電 電 圧:3φ3W 6600V

·太陽光発電設備: 定格容量 10kw

・照明、電気、自火報、弱電設備

8) 工事進捗状況

令和 4 年 10 月末時点 全 体 計画 95.4% 実施 94.8%

建築主体 計画 95.0% 実施 95.0%

機械設備 計画 98.0% 実施 94.0%

電気設備 計画 95.2% 実施 95.0%

9) 監理技術者:建築主体 (株式会社 今村組)

機械設備 (株式会社 九電工)

電気設備 (こばた電設 株式会社)

10) 監督員:建築主体 五島市建設管理部建設課主幹

機械設備 五島市建設管理部建設課主事

電気設備 五島市建設管理部建設課主事

11) 検 査 員:建築主体 五島市建設管理部建設課課長補佐兼建築住宅班係長

機械設備 五島市建設管理部建設課課長補佐兼建築住宅班係長

電気設備 五島市建設管理部建設課課長補佐兼建築住宅班係長

12) 契 約 方 法:一般競争入札

3. 総括的所見

調査に際しては、事前に調査計画書(事前調査書)を作成し、調査当日までにその計画書に示した質問事項に対して担当部局から回答を頂いた。書類審査に関しては、計画書に沿って回答事項に対する確認と工事監査調書記載事項に対して、追加質問や疑問点等について説明を受けた。

工事関係書類は項目毎にファイルされており、適正に良く整理された状態であった。

内容に関しては、当工事の計画・事前調査・設計・積算・契約・施工計画・施工管理・実施工及び監理業務の各段階における技術的事項の実施態様について吟味した。 各調査の結果は、適正かつ効率的に執行されているものと認められ、計画通りに 実施管理され、総括的に良好であると判断する。

なお、各調査段階の調査結果並びに改善すべき事項を取りまとめて以下に示す。 今後の業務改善の参考として頂ければ幸いである。

また、評価に使用する用語の定義は、以下のとおりである。

【適正】 :適切であり、問題がないもの。

【留意・検討】:今後に向けて留意・検討すべきもの。

【改善】: 早急に改善措置を求めるもの。

【参考意見】 :参考として述べるもの。

4. 各段階の検査結果

(1) 事業目的・計画

目的と投資効果:

① 図書館施設全般の現状と課題及び今後の構想

五島市立図書館は、昭和34年に旧ホテル「翠仙閣」として建設され、平成3年の増改築を経て後59年を経過し、屋根瓦や壁面の落下など経年劣化が進み、また耐震化もされていないことから、利用者への危険性が危惧される。さらに、限られた敷地に建てられていることからこれ以上の増築が難しく、バリアフリー化も厳しい状況にある。

蔵書は、平成29年3月末で、約12.9万冊を所蔵しているが、既に収容能力(約8万冊)を超えており、図書館書庫に収蔵できない資料については、館外の書庫(旧戸岐小学校校舎内)に比較的利用頻度が少ない資料を選んで保管しているため、利用者からのリクエストがあった場合には、直ちに貸出や閲覧に供することができなくなっている。また、蔵書数の増加に伴い、館外の書庫に保管している資料数も増加していることから、図書館サービスの機能が低下していることは否めない状況である。

さらに駐車場は隣接する「五島観光歴史資料館」と併用し17台分しかなく、隣接する文化会館での催事の際には図書館を利用する市民が駐車できないなど、1 日平均約118人の来館者がある中、車社会の現在にあっては、利用者にとって非常に不便な環境である。

今後の構想としては、五島市新図書館整備基本計画の基本理念「しまの暮らしをささえ、地域をつくる図書館」に基づき進めている。

② 本事業の位置付け及び緊急性や必要性

平成14年3月「福江市立図書館建設基本計画」を策定、平成16年8月の市町合併に伴い、平成18年7月「五島市立図書館整備計画基本構想」を策定してきた。平成21年には五島市立図書館協議会から図書館建設について提言を受け、平成22年に五島市新図書館整備計画検討委員会から「五島市新図書館整備基本計画」の答申を受けてきたところである。

五島市新図書館整備基本計画の再編成について、これまで、市民アンケートを 実施し、五島市新図書館整備基本計画検討委員会での議論を重ね、住民説明会等 を実施してきた。

五島市教育委員会においては、これらを踏まえながら、五島市にふさわしい「拠点」としてあり続ける市立図書館を目指して、平成22年に策定した「五島市新図書館整備基本計画」の改訂版を平成30年5月に新たに策定している。

「しまの暮らしをささえ、地域をつくる図書館」を基本理念とし、新図書館がめざすべき将来像を5点掲げた。1点目は「市民の知的交流の場としての滞在型図書館」、2点目は「子どもの未来を支える図書館」、3点目は「五島の歴史と文化を活かす図書館」、4点目は「充実した情報提供・相談業務(レファレンス)ができる図書館」、そして5点目は「電子情報を活かした図書館」である。

今後は、整備基本計画を基に、新図書館建設を進めている。

③ 本事業の費用対効果

新しい市立図書館整備の基本方針として、「サービス対象人口を最低27,000人」、「年間貸出点数を216,000冊」とし、「蔵書冊数は178,000冊、その内訳として、開架冊数を89,000冊、閉架冊数を89,000冊」、「施設の規模は2,300m²程度」としている。

(2) 事前調査

① 立地条件:

第一種中高層住居専用地域、旧五島病院跡地に計画。周囲には民家や低層アパート、幼稚園が隣接している。北側の交差点はまちの中心地に向かって開かれており、 人流を取り込むことができる良好な環境である。

② 土質調査:

土壌汚染対策について、3,000m²以上の土地について、掘削などで土地の形質を変更する場合には、土壌汚染対策法の規定により、着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」が必要とされていることから、県に提出したところ、土壌汚染調査が必要と判断された。

専門機関による土壌汚染調査を実施した結果、敷地内の一部で基準を超える特定有害物質(六価クロム・ふっ素・砒素)が確認された。確認された特定有害物質は、地中にあるため飛散のおそれはなく、地下水汚染も確認されなかったことから直ちに健康への影響はないが、将来、降雨等による地下水汚染が生じる可能性がないとは断定できないため、将来にわたる市民の皆様の安全・安心を最優先とし、基準を超える特定有害物質が確認された土壌を速やかに除去することとした。

なお、住民説明会を開催し、近隣住民の皆様に調査結果及び市の考え方について報告している。

設計段階にて地盤調査を実施している。地盤調査の結果、建物の支持に適した地層として地表面-6~10m付近に強風化玄武岩・玄武岩が分布していることを把握している。また、玄武岩の風化度合いにより建物の支持に適した硬さの玄武岩層が不陸していることが判明したため、長さ調整が可能な基礎工法を選定するとともに現場着工時に試験堀を複数箇所実施し、支持層レベルの確認を行うこととしている。

計画地は既存建物の杭が残置されていることが懸念され、現場着工時に新設建物 基礎と既存杭の干渉が予想される箇所の試掘調査を実施し、既存杭の有無、基礎計 画の変更の有無を事前確認する計画とされている。

- ③ 環境影響:日影による影響について日影図により適正に評価されている。
- ④ 近接建物:周囲は市の所有地および道路と接しており、工事に影響はない。
- ⑤ 事前協議:

複数回にわたり市民ワークショップを行い、市民意見を計画に反映。設計の節目においては市長や議員の皆さんへの説明会を開催している。

以上のように、図書館施設全般の現状と課題を分析し、今後の構想を踏まえて本

事業の位置づけ及び緊急性や必要性を判断し、費用対効果に関しても十分に検討がな されており、当該事業の実施は妥当であると判断する。【**適正**】

(3) 設計

1) 意匠設計

① コンセプト

建物を海に浮かぶ五島市になぞらえて、市民の知的交流の拠点となる図書館を「知識のしま」と位置づけ公園の中核に据えたライブラリーパークを実現する。

まちとの接点には市街地からの流れを受け止める「ムカエにわ」や、隣接する幼稚園との機能連携を図った「コドモにわ」など様々な機能をもった 6 つの「にわ」を島に見立てて配置する。

それぞれに憩いの場、語らいの場、イベントの場としてなど様々な活動を促す多様な場を設け、人を惹きつけ、呼び込む工夫とする。

図書館と公園はガラスを介して一体的に空間が連なり、本を介したイベントの際 には内外のにぎわいをつなぎ知識の交流を促す。

広場に面して大きく手を広げた門型のオープンなデザインが図書館と公園をつなぎ、五島市の新たな交流のシンボルとなる計画としている。

② 設計上配慮した点について

防水について、アスファルト防水+抑えコンクリートの仕様にしていたが、軽量コンクリートの確保が離島では難しく、地元で施工・更新が可能な塗膜防水仕様に現場変更を行っている。

- ③ 環境に配慮した点について
 - ・ガラスは複層ガラスを採用し、室内環境に配慮している。又、空調負荷を抑える ことにより、二酸化炭素の発生を抑制している。
 - ・開口部を熱負荷および日射負荷の小さな北面に絞り、読書に適した快適な環境を 実現している。
 - ・リサイクル、抗ウイルス仕様の建材を採用している。
- ④ コスト縮減に配慮した点について
 - ・天井の高いところと低いところのメリハリをつくり、基本階高を抑えることにより躯体数量の削減を図っている。
 - 一般流通材、建材を採用し、特殊な見積もり物を極力なくしたシンプルな構成と なっている。
 - 内装材において地元産木材以外は、汎用材を極力使用するよう努めている。
 - ・排水管、通気管に汎用性材料の塩ビ系管材を採用している。
 - ・汎用機器の採用を行っている。
- ⑤ 建物の維持管理上で配慮した点について
 - ・機器点検スペースを考慮し配置を行っている。
- ⑥ 施設の安全管理について
 - ・書架エリア、市民活動エリア、スタッフエリアのゾーン区分の明確化を図っている。

- バリアフリーデザインの徹底が行われている。
- ⑦ 参考にした施設について 参考にした施設は特になく、五島市に根差したデザイン、書架の在り方が検討されている。
- ⑧ 設計時に採用した設計基準・設計資料については以下のとおりである。
 - ・官庁施設の基本的性能基準 (平成 27 年 3 月 31 日)
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年3月29日)
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (平成8年版)
 - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
 - ・庁舎施設の環境保全に関する基準及び同解説
 - · 長崎県公共建築工事共通仕様書
 - 長崎県福祉のまちづくり条例マニュアル
 - ·公共建築工事標準仕様書 (平成 28 年版)
 - ·公共建築設備工事標準図 (平成 28 年版)
 - ·公共建築改修工事標準仕様書 (平成 28 年版)

2) 構造設計

- ① 構造的に配慮した点について
 - ・建物の構造種別は経済性・耐震性・塩害対策等に配慮し鉄筋コンクリート造(RC 造)を主体とした構造とし、一般書架空間は12.0mのロングスパン架構であることから鉄骨梁を採用し、梁せいを抑えたロングスパン架構としている。
 - ・鉄骨梁と RC 架構の接合は H 形鋼柱をコンクリートに埋め込む形式(鉄骨鉄筋コンクリート柱: SRC 柱)とし、屋根面に作用する力を下部へ安全に伝達可能な構造としている。
 - ・架構形式は X・Y 方向とも建物の開放性に配慮した純ラーメン構造とし、地震時 の水平変形に追従可能な靱性の高い架構としている。
 - ・建物中央に吹き抜け空間があることからも外壁部の RC 壁は構造スリットを設け、応力集中を生じさせないようにすることで、地震時に作用する力をバランスよく基礎へ伝達させる計画としている。
 - •12m スパン鉄骨梁範囲の床スラブは合成スラブとして躯体重量を縮減し、梁せいを抑えた経済性の高い計画としている。
 - ・ピット底板については地下水位が低いこと及び液状化のリスクが低いことから も土間コンクリート形式とし、基礎への負担を減らした計画としている。
- ② 液状化の検討の有無と具体的な内容
 - ・地盤調査結果より計画地の液状化の可能性は低く、対策は不要と判断されている。
- ③ 基礎工法の選定について
 - ・本計画は建物規模が低層であることから、支持層は N 値 20 以上の強風化玄武岩層・玄武岩層が適していると判断されている。その際、支持層は表層より 3~12mと傾斜していることからも傾斜支持層に施工可能な工法として場所打ちコンクリート杭・既製コンクリート杭・柱状改良工法(地盤改良)・地盤改良工法を比較

の上、経済性・施工性・材料調達等の観点から柱状改良工法が採用されている。

建築主体工事の意匠・構造に関して、環境・コスト・維持管理・安全面に考慮された計画となっており、五島市の特色を考慮した適正な計画がなされているものと評価する。【**適正**】

3)機械設備設計

- ① 設計時に採用した設計基準・設計資料は以下のとおりである。
 - ・官庁施設の基本的性能基準 (平成 27 年 3 月 31 日)
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年3月29日)
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (平成8年版)
 - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
 - ・庁舎施設の環境保全に関する基準及び同解説
 - · 長崎県公共建築工事共通仕様書
 - ・長崎県福祉のまちづくり条例マニュアル
 - ·建築設備計画基準 (平成 30 年版)
 - ·建築設備設計基準 (平成 30 年版)
 - · 建築設備工事設計図書作成基準 (平成 27 年 9 月版)
 - ·公共建築工事標準什様書(機械設備工事編) (平成 28 年版)
 - ·公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成 28 年版)
 - ·公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成 28 年版)
 - ・建築設備耐震設計・施工指針 (建設省住宅局建築指導課)
 - ・建築設備設計計算書作成の手引 (平成 30 年版)
- ② 作成されている設計計算書は以下のとおりとなっており、パソコンに保存されているものを順次確認した。
 - 熱負荷計算書
 - ・空調機器の選定書
 - 静圧計算書
 - 換気計算書
 - 給水計算書
 - 浄化槽の容量算定書
- ③ 関係機関との協議については以下のとおりとなっている。
 - ・五島市水道局とは、給水本管位置や引込みについて協議が行われている。
 - ・五島市消防本部とは、消防用設備について協議が行われている。
- ④ 設計上配慮した点について
 - ・特に天井内隠蔽部の機器配置に関しては、機器廻りの配管・ダクトのルート等 検討し、点検スペースが確保されている。
 - ・図書館機能の向上のために十分な遮音性能が確保されている。
 - ・幼児に配慮し、気流感を感じない放射空調が採用されている。
- ⑤ コスト縮減、環境に配慮した点について

- ・CO₂制御による効率的な機器運用、高効率機器、節水機器が採用されている。
- ・筋水型衛生器具の採用及び自動水栓による水資源の有効利用を図られている。
- ・空調機器の高効率化及び全熱交換機による熱回収により熱負荷が配慮されている。
- ⑥ 耐震処置を講じる必要のある機器について
 - ・屋上に設置の室外機に防振架台及び転倒防止ワイヤーが設置されている。
- ⑦ 騒音・振動発生源機器について
 - ・屋上に設置することで敷地境界線からの離隔距離を確保し、隣接建物に配慮されている。

4) 電気設備設計

- ① 設計時に採用した設計基準・設計資料は以下のとおりである。
 - ・官庁施設の基本的性能基準 (平成27年3月31日)
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年3月29日)
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (平成8年版)
 - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
 - ・庁舎施設の環境保全に関する基準及び同解説
 - · 長崎県公共建築工事共通仕様書
 - ・長崎県福祉のまちづくり条例マニュアル
 - ·建築設備計画基準 (平成 30 年版)
 - ·建築設備設計基準 (平成 30 年版)
 - · 建築設備工事設計図書作成基準 (平成 27 年 9 月版)
 - ·公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成 28 年版)
 - ·公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成 28 年版)
 - ·公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成 28 年版)
 - ・建築設備耐震設計・施工指針 (建設省住宅局建築指導課)
 - ・建築設備設計計算書作成の手引 (平成30年版)
- ② 作成されている設計計算書は以下のとおりとなっており、パソコンに保存されているものを順次確認した。
 - 電路計算書
 - 負荷計算書
 - 照度計算書
- ③ 関係機関との協議については、以下のとおりとなっている。
 - ・九州電力とは、電力需給契約における引込点及び太陽光発電系統連系について協議されている。
 - ・五島市消防本部とは、消防用設備について協議されている。
- ④ 設計上配慮した点については、以下のとおりとなっている。
 - ・環境負荷の低減
 - ・機能的で安全な施設整備
 - ・保全性の向上

- ・気候、風土を踏まえた施設整備
- ⑤ コスト縮減、環境に配慮した点について
 - ・電気配線は、極力天井内ころがし配線とし、配管の使用を少なくしている。
 - ・電気幹線、動力幹線、通信幹線類はケーブルラックごとにまとめて配線し、配管の使用を少なくしている。
 - ・電気温水器を採用することにより、非ガス化を図っている。
 - ・全館 LED 照明を採用し、人感センサー等と併用し、照明負荷を抑制している。
 - ケーブルはすべてエコケーブルを採用している。
 - ・変圧器はすべてトップランナーを採用し効率化を図っている。
 - ・太陽光発電設備(10kW)を採用して、電力使用の軽減を図っている。
- ⑥ 耐震処置を講じる必要のある機器について
 - ・受変電設備キュービクル、自火報受信機を「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」に従い設置している。
- ⑦ 建物の維持管理上で配慮した点について
 - ・ライフサイクルコストに配慮した計画として、汎用品が採用(LED 照明等)されている。
 - ・更新、改修を見据えた将来用スペース確保として、電気室に増設スペースが確保 されている。
 - ・メンテナンス容易な機器配置に関しては、将来の増設や別途工事分の配線を考慮 したケーブルラックが設置されている。

機械・電気設備設計に関しても、環境・コスト・維持管理・安全面に考慮された計画となっており、ルールに則った設計がなされているものと判断する。【適正】

(4) 積 算

- ① 積算数量、基準等に関しては、以下のとおりである。
 - 公共建築工事積算基準
 - ·公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式
 - ·公共建築工事見積標準書式
 - ・長崎県公共建築工事積算基準 を用いて委託設計業者において積算している。
- ② 積算内訳単価等

積算書の値入は設計業者にて行い、長崎県単価を採用し、材料単価は積算資料等の刊行物の価格を採用、掲載のないもの、施工規模が外れるものについては、原則3者以上の専門業者から見積を徴取し、最低価格を採用している。

③ 積算書、設計図書の照査・決裁に関しては、以下のとおりとなっている。 照査は建設課建築住宅班の技術職員4名で行われている。 なお、建設課内決済後、主管課の教育委員会へ提出されている。 積算に関しても、妥当な手続きを踏まえて執行されているものと判断する。【適正】

(5) 入札・契約

1) 設計業務委託

① 基本設計委託業務者及び実施設計・監理業務委託の選定方法 設計及び監理業務委託として、基本設計から工事監理まで一括した契約で、随意 契約となっており、2者によるプロポーザルを実施した結果、梓・むつ特定建設関 連業務委託共同企業体に決定されている。

2) 工事業者

① 工事請負業者の選定方法

建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事ともに一般競争入札となっている。 建築主体工事では、2者により入札が行われ、今村・萩原特定建設工事共同企業 体が受注している。

機械設備工事では、4者により入札が行われ、株式会社九電工五島営業所に決定している。

電気設備工事では、2者により入札が行われ、こばた電設株式会社が受注している。

3) 契約までの経緯

① 建築主体工事の手続きは、以下のとおりとなっている。

令和3年3月25日 五島市建設工事指名審査委員会で入札公告案承認

令和 3 年 4 月 06 日 入札公告(一般競争入札)

令和3年5月11日 入札(令和3年5月13日落札決定) ※2者により入札執行 (今村・萩原特定建設工事共同企業体、出口・カミング特定建設工事共同企業体)

令和3年5月17日 仮契約(当初)※6月市議会定例会へ契約議案

令和3年6月30日 本契約(当初)

令和4年3月15日 変更契約(工期のみ変更) ※第1回変更

令和 4 年 4 月 19 日 変更契約(仮契約)

※増額変更:6月市議会定例会へ契約議案

令和 4 年 7 月 01 日 変更契約(本契約) ※第 2 回変更

令和 4 年 7 月 29 日 変更契約(仮契約)

※增額変更:9月市議会定例会契約議案

令和 4 年 9 月 28 日 変更契約(本契約) ※第 3 回変更

② 機械設備工事の手続きは、以下のとおりとなっている。

令和2年9月30日 五島市建設工事指名審査委員会で入札公告案承認

令和2年10月05日入札公告(一般競争入札)

令和2年11月02日 入札(令和2年11月9日落札決定) ※4者により入札執行 ((株)九電工、こばた電設(株)、(株)アシタバ機電、出口興業(株))

令和3年2月12日 仮契約(当初) ※6月市議会定例会へ契約議案

令和3年6月30日 本契約(当初)

令和4年3月15日 変更契約(工期のみ変更) ※第1回変更

令和 4 年 4 月 19 日 変更契約(仮契約)

※増額変更:6月市議会定例会へ契約議案

令和 4 年 7 月 01 日 変更契約(本契約)※第 2 回変更

令和4年7月29日 変更契約(契約内容のみ変更)※第3回変更

③ 電気設備工事の手続きは、以下のとおりとなっている。

令和2年9月30日 五島市建設工事指名審査委員会で入札公告案承認

令和2年10月05日入札公告(一般競争入札)

令和 2 年 11 月 02 日 入札(令和 2 年 11 月 6 日落札決定)※2 者により入札執行 (こばた電設(株)、(株)アシタバ機電)

令和 2 年 11 月 12 日 契約

令和3年6月30日 変更契約(工期のみ変更) ※第1回変更

令和4年3月15日 変更契約(工期のみ変更) ※第2回変更

令和 4 年 4 月 19 日 変更契約(増額変更) ※第 3 回変更

令和 4 年 7 月 29 日 変更契約(仮契約)

※增額変更:9月市議会定例会契約議案

令和 4 年 9 月 28 日 変更契約(本契約) ※第 4 回変更

4) 入札資格の審査

落札候補者から競争参加資格審査申請書を提出させて、以下の各要件に適合しているかを確認している。

<資格要件>

- ・「入札参加資格申込」及び「入札参加資格登録申請」時の書類により確認。
- ・建設業の許可に関する条件:「入札参加申込書」及び「五島市建設工事入札参加 資格申請書」により確認。
- ・共同企業体の場合は、「特定建設工事共同企業体協定書(写)」により確認。
- <配置技術者に関する条件>
- ・コリンズ検索システムにおいて、営業所の専任技術者と別に工事現場に専任で配置できることを確認。また、五島市発注の入札契約状況一覧から契約工事中の配置技術者でないことを確認。

<配置技術者の資格>

- ・「五島市建設工事入札参加資格申請書」添付書類の「配置予定技術者等の資格及 び工事経験」、「技術検定証明書(写)」「監理技術者資格者証(写)」「監理技術者講 習修了証(写)」等により確認。
- <当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること>
- ・健康保険証(写)及び「入札参加資格登録申請」時の書類により確認。

5) 履行保証

・建築主体、電気設備:五島市財務規則第93条第2項第2号の規定に基づき、西

日本建設業保証(株)に工事請負金額の10%が委託保証された担保の提供をもって納付に代えている。

・機械設備: 五島市財務規則第93条第1項第1号の規定に基づき、契約相手方が 保険会社(あいおいニッセイ同和損保)との間に市を被保険者とする工事請負金 額の10%を保証する内容の履行保証保険契約を締結して契約保証金免除として いる。

6) 現場代理人、監督(主任)技術者届など

以下のとおりとなっている。

·建築主体:代表構成(今村組(株)):監理技術者

構成員((株)萩原組) :一級建築施工管理技士(主任技術者)

• 電気設備: 一級電気工事施工管理技士(主任技術者)

•機械設備:一級管工事施工管理技士(主任技術者)

7) 監督員通知

以下のとおりとなっている。

・建築主体: 令和3年 6月30日

· 電気設備: 令和2年11月12日

·機械設備: 令和3年6月30日

入札から設計変更・本契約に至る過程は、ルールどおり適切に遂行されているもの と判断する。【**適正**】

(6) 施工管理書類

I. 監理·監督業務

1) 施工計画書・施工図

- ① 発注者の重視する重点管理項目は、以下のとおりである。
 - ・安全管理(第三者災害、落下災害など)
 - · 品質管理(躯体)
 - ・工程管理(契約工期内の完成)
- ② 監理者の重視する管理項目と管理内容は、以下のとおりである。
 - ・工事監理要領(梓設計発行)によるとしているが、内容は全ての項目について記載 されており、当該現場条件による特有の重点管理項目に関して、不明確なものと なっている。

当然のことながら、全ての項目はどれも重要であり、十分に管理されなければならないが、例えば海に近い島地である立地条件から、塩害等が懸念される事であり、コンクリートのひび割れ防止や鉄筋の被り厚さの確保等、コンクリート工事に関する項目を挙げることも考えられると判断する。【参考意見】

- ③ 発注者が重視する品質、安全管理項目、環境配慮項目は、以下のとおりである。
 - ・品質(コンクリート躯体、防水工事など)

- ・安全管理項目(第三者災害防止、落下災害防止など)
- ・環境配慮項目(排出ガス対策型建設機械の使用、低騒音型機械の使用)
- ④ 提出されている施工計画書リスト 提出されている施工計画書は表 1-1、表 1-2 に示すとおりである。 リストに添って順次内容を確認した。

表 1-1: 施工計画書提出リスト(建築主体工事)

	工事名称	施工者提出日		監理者確認日			監督者		
NO,		初回	修正	最終	初回	修正	最終	確認日	返却 受領日
1	総合施工計画書	8月16日			8月19日			8月19日	8月19日
2	山留工事施工計画書	8月16日			8月19日			8月19日	8月19日
3	深層混合処理工事施工計画書	8月16日			8月19日			8月19日	8月19日
4	汚染除去等計画書	8月20日			8月20日			8月23日	8月23日
5	汚染土壌の区域外搬出届出書	8月20日			8月20日			8月23日	8月23日
6	地盤改良室内配合試験報告書	8月24日			8月24日			8月26日	8月26日
7	生コン配合計画書	9月6日			9月7日			9月7日	9月7日
8	実施措置完了報告書(中間報告)	9月8日			9月10日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		9月10日	9月10日
9	ダイヤレンN S 使用願書	9月14日			9月29日			10月4日	10月4日
10	実施措置完了報告書(最終報告)	9月27日			9月28日			9月28日	9月28日
11	身障者用駐車場浅層混合工法変更	9月27日			9月28日			9月29日	9月29日
12	鉄筋工事SG継手工法承認願	10月1日			10月16日			10月27日	10月27日
13	鉄筋工事施工要領書	10月8日			10月29日			12月8日	12月16日
14	鉄筋工事鉄筋ユニット工法承認願	10月14日			10月14日			10月27日	10月27日
15	型枠工事施工計画書	10月21日			10月25日			10月27日	10月27日
16	コンクリート工事施工計画書	10月21日	_		10月25日			10月27日	10月27日
17	下請業者一覧表 2回目	11月2日			11月30日			記入漏れ	12月16日
18	二次製品の承認願図	11月29日			12月20日			12月25日	·
19	下請業者一覧表 3回目	11月30日			12月2日			12月8日	12月16日
20	造作家具施工計画	12月22日							
21	書架施工計画	12月22日							<u>-</u> -
22	A L C工事施工計画書	5月20日			6月4日		6月17日	6月20日	6月20日
23	GL工事施工計画書	5月20日			6月4日		6月17日	6月20日	6月20日
24	ロックウール工事施工計画書	5月20日			6月4日		6月17日	6月20日	6月20日
25	金属工事施工計画書	5月20日			6月4日		6月4日	6月4日	6月4日
26	断熱工事施工計画書	5月19日			6月4日		6月17日	6月20日	6月20日
27	内装工事施工計画書	5月20日			6月4日		6月17日	6月20日	6月20日
28	防水工事施工計画書	5月19日			6月4日		6月4日	6月4日	6月4日
29	外壁ファンデーション工法施工計画書	7月23日			7月23日			7月28日	7月28日
30	塗装(杉板模様部)工事施工計画書	7月25日			7月25日			7月28日	7月28日

表 1-2:施工計画書提出リスト(電気設備工事)

工事名称	提出予定日	着工予定日
工 争 右 柳	提出実施日	着工実施日
1. 総合施工計画書	R3.9.29	R3.11.1
1. 移口爬工引回音	R3.9.29	R3.1129
2. スリーブ・インサート工事施工計画書	R3.1015	R3.11.1
2. スリーフ・イフリート工事施工計画者	R3.10.7	R3.11.29
3.接地工事施工計画書	R3.10.20	R3.12.1
3. 按地工争爬工副画音	R3.1016	R4.1.7
4. 隠蔽・埋込配管工事施工計画書	R3.10.30	R4.1.10
4. 隐献" 垤込配官工争加工計画者	R3.11.24	R4.1.21
5. ケーブルラック・配線防火区画工事施工計画書	R4.5.31	R4.6.20
5. ケーノルフック・配線防火区画工手施工計画書	R4.5.31	R4.6.9
6. 整斯从工事推工引带者	R4.7.25	R4.8.17
6. 盤取付工事施工計画書 	R4.7.27	R4.8.17
2 有厂機服务提供工事施工制商者	R4.7.25	R4.8.17
7.高圧機器等据付工事施工計画書 	R4.7.27	R4.8.17

総合施工計画書には、現場所長の管理方針として発注者・監理者の考える重点管理項目を受けた形で、詳細項目の前にはっきり明記することが望ましい。

今回の調査における工事監査調書には、監理者の重点管理項目が明確ではなく、現場所長としての運営・管理方針をはっきりと記すことは困難であるが、発注者の指示する当該現場の重点管理項目として、品質(コンクリート躯体、防水工事など)、安全管理項目(第三者災害防止、落下災害防止など)、環境配慮項目(排出ガス対策型建設機械の使用、低騒音型機械の使用)などが挙げられており、これらを受けた形で記入する事が望ましいと考える。

総合施工計画書の構成に関して、次回の工事において指導して頂きたい。

【留意・検討】

2) 使用材料届け並びに承認願い

提出されている使用材料届・承認願は、建築主体工事では主要材料(機器)一覧表、電気設備工事では機器納入仕様書としてリスト化されており、それにより確認が行われている。

3) 工程管理

・約2週間ごとに発注者・監理者・施工者の3者合同打ち合わせが実施されている。

4) 環境対策

・工事用機械および工事用車両の日常整備・過負荷運転の防止、アイドリングストップが実施されている。

5) 建設副產物処理計画

- ・建設副産物処理計画書が作成されており、最終処分地までの経路が明示され、確認 が行われている。
- ・地盤改良工事での余剰泥土に関しては、市が管轄する他の現場に自ら利用の形式で 有効利用されている。

産業廃棄物に関しては、社会の関心が高いため、その処理に関しては明確にしておくことが重要であり、当該工事においては、適切に処理がなされているものと判断する。【適正】

6) 設計変更

・島であるという立地条件により、様々な制約があり、設計変更をせざるを得ない状況となっており、数件の設計変更が生じている。

その処理は、変更設計理由書により詳細が明確にされており、妥当であると判断する。

設計変更に対する処理も、ルールに則り遂行されているものと判断する。【適正】

7) 官公庁への提出届

以下の項目について、提出済みである。

- ・特定生活関連施設新築等届出書 (長崎県福祉のまちづくり条例令和2年2月26日提出)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による通知書 (令和3年7月8日提出)

8) 諸届と保険類について

現場で整備されている書類は以下のとおりとなっている。

- ・前払金の保証証書
- 公共工事履行保証証券
- ・賠償責任保険への加入(1億円/人、1事故対人 1億円、対物 1億円)

電気設備:毎年4月1日に更新

(1事故対人 3億円、対物 3億円)

・建設工事保険 建築主体: 令和3年7月24日

機械設備:令和3年7月2日

- 火災保険
- · 建設業退職金共済掛金収納書

監督員通知 建築主体: 令和3年6月30日

電気設備:令和2年11月12日

機械設備:令和3年6月30日

• 下請負通知書

・着工届

•現場代理人届 建築主体:

電気設備: (一級電気工事施工管理技士)

機械設備: (一級管工事施工管理技師)

· 監理技術者 建築主体: (一級建築施工管理技士)

電気設備: (一級電気工事施工管理技士)

機械設備: (一級管工事施工管理技師)

・監理及び管理工程表

9)受注者書類

以下の項目について、契約がなされている。

・CORINS 登録日 建築主体: 令和3年7月 9日

機械設備:令和3年7月8日電気設備:令和3年3月20日

10) 協力業者

・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図として作成されており、掲示されていたものと推察する(竣工が近いため、仮囲いや工事事務所が撤去されており、掲示内容の 把握が困難となっている)。

施工管理書類に関しては、総合施工計画書の構成で留意・検討をお願いする項目があるものの、総じて適正に整理・保管管理されており、良好であると判断する。

【適正】

Ⅱ. 品質管理

1) 材料の品質・性能の確認

総合施工計画書に品質管理計画と出来形管理計画表が示され、各工種の施工計画書にて使用材料のカタログ等を添付し、品質・性能の確認をした上、現場の立会検査が行われている。

2) 検査、試験報告書

- ・建築主体工事では、コンクリート強度試験、鉄筋受入検査などが実施されている。
- ・電気設備工事では、あと施工アンカー品質管理シートによる検査記録や、スラブ内 配管工事の社内品質管理記録として、検査結果が記録されている。
- ・施工者の自主検査のほか、監理者、監督員による段階確認検査が行われている。

3) 出来高検査

・ 令和3年度出来高検査が令和4年3月31日に実施されている。

4) 工事写真

- ・工種別にパソコンにてデジタル管理がされており、工程に添って整理されている。 (地盤改良工事、鉄鋼工事、コンクリート工事など)
- ・当日は、提出用に工事写真が整理中となっており、詳細の確認ができなかった。 竣工前で仕上げ工事がなされている場合は、隠れた部分の確認ができないため、 工事写真記録が重要となり、必要な写真がすぐに確認できる体制を整えるべきであ ると考える。【留意・検討】

5) 施工報告書の充実度

- ・工事が完了した主要工種に関しては、施工報告書が提出されている。
- ・地盤改良工事の施工報告書に関して、品質管理試験の現場コア抜き強度試験結果 と設計値との比較判定結果が記載されておらず、決められた判定式に則った評価 を明示すべきである。【改善】
- ・なおヒアリングの結果、同上の施工管理に関して、日本建築センターでの評価工法であるため、品質を確保するための施工サイクルが規定されている。しかし、明確な回答が得られず、施工専業者のみが把握しているものと思える状況であった。今回の地盤改良工事は、建物基礎を支持する重要な工事であり、関係者全員が品質管理ポイントを把握・周知が必要である。【留意・検討】

一部の施工報告書の内容に不備が認められ改善や、工事写真の管理に留意・検討が 必要であるが、その他の工事に関する品質管理については、概ね良好であると判断 する。【適正】

Ⅲ. 施工監理、監督

1) 監督員の職務

・特記仕様書、公共建築工事標準仕様書、五島市建設工事検査規程により、施工プロセスをチェックしている。

2) 工事打合せ(議事録、指示協議事項等)

・打合せ簿(直近第30回打合せ簿)、指示協議書にて記録を残している。また、打合 せ内容については工程会議時に確認、共有している。

施工監理・監督についても概ね良好であると判断する。【適正】

IV. 労働安全衛生管理

1) 災害防止協議会

・建築主体工事、電気設備工事とも、協力業者を参集し毎月1回開催している。

2) 安全衛生活動状況

- 関係者が参加して月1回開催され、議事録が残されている。
- ・新規入場者教育を実施し、現場にて記録を保管されている。

・毎朝朝礼時に、各職にて KY 活動を実施し、KY チェックシートが現場に掲示されている。

3) 材料の安全性について

- ・コンクリート強度試験、木材含水率チェックなどにより、確認されている。
- ・使用する資材は、施工計画書にてカタログ等を添付し、SDS(安全データシート)等で安全性を確認している。

労働安全衛生管理についても概ね良好であると判断する。【適正】

V. その他について

- ① 検査内容等特に管理で注意した内容
 - ・躯体コンクリート打設に関して、事前に打設計画書を提出させている。
- ② 竣工後のスムーズな運営への対応
 - ・設備機器類などの使用方法説明及びマニュアル類が整備され、提出される予定と なっている。
 - ・施設管理者へ対応連絡先を提示する予定となっている。
- ③ 工事の進捗状況 10月末時点で大きな遅延は無い。
- ④ その他

こうもり天井先端部の施工方法について、材料重量による竣工後のたわみが懸念 されたため、施工者提案により中空材による施工とすることで問題が解決されてい る。

コロナ感染症による作業停滞にならないよう、感染防止対策の徹底を行って作業 が進められている。

竣工後の運営対応等が検討されており、良好であると判断する。【適正】

(7) 現場調査について

- ① 調査当日の現場の状況は、仮囲いや仮設物がほぼ撤去され、主たる工事は完了しており、内部の什器類搬入等が予定されている状態であった。
- ② 建築主体工事の出来形は、重点管理項目として挙げられているコンクリート打放 部に関して、非常にきれいに打設されており、良好であると判断した。【適正】
- ③ 地産地消の五島市産の木材を多数使用した内装は、落ち着いた柔らかい印象を与え、五島市の特色である教会をモチーフにしたこうもり天井と合わせて、市民に愛される空間を醸し出していると評価する。【**適正**】
- ④ 現場の安全管理について、外部仮囲いへの必要書類の掲示や近隣への注意喚起等に関しては、既に撤去されており、確認ができなかった。また、場内朝礼時の掲示板の状況に関しても同様の状況であった。

工事写真により、上記の状況を確認しようとしたが、適当なものが見い出せなかった。総合施工計画書に記載の安全管理写真管理表では、表2に示すとおりとなっており、今回の監査で既に目視確認が不可能な場合に備えて、きちんと整理しておくべきであると判断する。【改善】

工事写真は、本設建物に関する隠れた部分が設計通りに施工されていることを証明することが主目的であるが、安全に関しても無事故無災害の結果だけではなく、プロセスを残しておくことも重要と考える。

表 2:安全管理写真計画表

番号	撮	影	項			
1		各種標識類	質の設置状	況		
2	各種保安施設の設置状況					
3	安全訓練等の実施状況					
4	交通誘導員の交通整理状況					

番号	撮	影	項			
5	機械・器具点検状況写真					
6	安全パトロール状況写真					
7	イメージアップ安全関係写真					

⑤ 現場実地調査に関して、結論的には出来形が良好であると判断され、現在まで無事故無災害で推移していることを考慮すると、品質管理や安全管理に対して、十分な管理が行われた証拠と判断される。【適正】

【現場状況写真】



写真1 監査当日の現場外観写真



写真 2 監査当日の現場外観



写真 4 図書室状況



写真3 図書室こうもり天井状況



写真 5 機械室状況



写真 6 屋上設備機器据付状況



写真7 屋上ソーラパネル設置状況

以上